特許庁委託事業

タイにおける
知的財産の審判等手続に関する調査

2020 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）
シンガポール事務所 知的財産部

目　次

第 1 章　はじめに 1
第 2 章　調査事項及び調査手法 2
第 3 章　調査結果 3
第 1　審判手続の概要と対象権利及び審判機関 3
1.　審判手続の概要 3
2.　対象権利及び審判機関 3
(1)　特許権・小特許権 3
(2)　意匠権 3
(3)　商標権 3
第 2　特許権・小特許権の審判手続 5
1.　審判手続の種別 5
2.　申立人の要件 5
3.　申立の期間 6
4.　申立理由・手続・単位 6
5.　申立の補正の可否 7
6.　取下手続・単位 7
7.　審判手続内での出願の補正・訂正手続 8
8.　審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等） 8
9.　審判手続（審判官の体制、独立性の有無等） 8
10.　審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続 9
11.　審判期間 9
12.　審決の具体的内容 9
13.　審決の確定と効果 10
14.　審判・審決の公開の有無 10
15.　審判の件数及び取消率 11
16.　審決取消訴訟の件数及び取消率 11
17.　料金 11
18.　手続フローチャート 12
19.　審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等 13
第 3　意匠権の審判手続 14
1.　審判手続の種別 14
2.　申立人の要件 14
3.　申立の期間 14

4. 申立理由・手続・単位 15
5. 申立の補正の可否 16
6. 取下手続・単位 16
7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続 16
8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等） 17
9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等） 17
10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続 17
11. 審判期間 18
12. 審決の具体的内容 18
13. 審決の確定と効果 18
14. 審判・審決の公開の有無 19
15. 審判の件数及び取消率 19
16. 審決取消訴訟の件数及び取消率 19
17. 料金 20
18. 手続フローチャート 20
19. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等 21
第 4 商標権の審判手続 22
1. 審判手続の種別 22
2. 申立人の要件 23
3. 申立の期間 24
4. 申立理由・手続・単位 24
(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続 24
(2) 当事者系審判手続 25
5. 申立の補正の可否 25
(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続 25
(2) 当事者系審判手続 26
6. 取下手続・単位 26
7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続 26
8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等） 27
9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等） 27
10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続 28
11. 審理期間 28
12. 訴訟とのダブルトラックの可否 28
13. 審決の具体的内容 29
(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続 29
(2) 当事者系審判手続 29

14. 審決の確定と効果 30
15. 審判・審決の公開の有無 31
16. 審判の件数及び取消率 32
17. 審決取消訴訟の件数及び取消率 32
18. 料金 32
19. 手続フローチャート 33
(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続 33
(2) 当事者系審判手続 34
20. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等 34
第 4 章 本調査結果の分析・まとめ 35
別紙 1 特許審判手続申立書 i
別紙 2 商標査定系審判手続申立書 vii
別紙 3 商標当事者系審判手続申立書 ix

タイにおける知的財産の審判等手続に関する調査報告書

第 1 章　はじめに

本報告書は、特許庁の委託を受けて独立行政法人日本貿易振興機構シンガポール事務所が TMI Associates (Singapore) LLP の協力のもと行ったタイにおける知的財産の審判手続に関する調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

タイは、古くから自動車産業を始めとした製造業の生産拠点として注目されており、既に多くの日本企業が進出している。更に、近年ではタイ国民の所得が増加してきており、消費市場としての注目も高まっている。

タイにおける日本企業の事業活動には長い歴史があることから、多くの日本企業はタイでの知的財産権の保護及び権利化に関心を持ち、タイでの事業活動に必要となる知的財産権については出願又は登録を行っている企業が多いものと認識している。しかしながら、昨今ではタイ企業も技術開発や商品開発の力を付けてきており、知的財産権の権利化や執行等の知的財産活動を活発に行っているため、日本企業も他社に先んじて自社の知的財産権を保護し、自社の事業活動を阻害するような他社の知的財産権に対しては異議申立や取消請求を行い、模倣品や侵害品に対しては権利行使を行う等、より積極的な知的財産活動が求められている。

タイにおいては、タイ知的財産局（”Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce” 以下「DIP」という。）内に設置されている特許委員会（”Patent Board”）及び商標委員会（”Trademark Board”）での審判手続が利用可能であり、日本企業による知的財産活動に非常に有益な制度であると言われている。しかしながら、タイにおける知的財産の審判手続に関する情報は限られており、その実効性や費用対効果を始めとした審判手続制度の実態は明らかになっていないことから、日本企業は、この審判手続を十分に活用できていないのが現状と認識している。

かかる事情に鑑み、日本企業のタイにおける事業活動を支援するため、タイにおける知的財産の審判手続制度の実態を明らかにすることを目的として、本調査を実施することとした。

なお、本報告書は、一般的な情報の調査結果を報告する目的で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

第 2 章　調査事項及び調査手法

本調査では、タイにおける知的財産（本報告書では、特許（小特許を含む。）、意匠及び商標を指すものとする。）の審判手続の実態を明らかにすることを目的として、以下の点について文献調査を行い、かつ、DIP 及び現地法律事務所に対するヒアリングを実施し、その結果をまとめた。

- 審判手続の対象となる権利
- 審判手続の種別
- 申立人の要件
- 申立の期間
- 申立理由・手続・単位
- 申立の補正の可否
- 取下手続・単位
- 審判手続内での出願の補正・訂正手続（要件と時間的制限）
- 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）
- 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）
- 審判官の資格要件、除斥、忌避、回避の可否及び手続
- 審判期間
- 訴訟とのダブルトラックの可否
- 審決の具体的内容
- 審決の確定と効果
- 審判・審決の公開の有無
- 審判の件数及び取消率
- 審決取消訴訟の件数及び取消率
- 料金
- 手続フローチャート
- 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

第 3 章　調査結果

第1　審判手続の概要と対象権利及び審判機関

1.　審判手続の概要

一般的に知的財産の審判手続には、①知的財産庁の判断（拒絶査定や異議申立に対する決定等）の妥当性を検証するための「審査の上級審」としての審判手続（以下「査定系審判手続」という。）、②知的財産権の取消請求等に対する判断を行うための「紛争の解決」としての審判手続（以下「当事者系審判手続」という。）、③その他の審判手続がある。

タイでは、①査定系審判手続に該当するものとして DIP 長官又は登録官による補正命令、拒絶査定、異議申立への決定等に対する不服申立の審判手続が、②当事者系審判手続に該当するものとして取消請求等の審判手続が、③その他の審判手続に該当するものとして強制実施権付与に関する DIP 長官の決定やライセンス付与に関する登録官の決定等に対する不服申立の審判手続があり、DIP 内に設置されている特許委員会及び商標委員会で実施される。

2.　対象権利及び審判機関

(1)　特許権・小特許権

特許権・小特許権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

特許委員会は、法制委員会事務総長を議長とし、内閣によって指名された科学、工学、工業、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者 12 名以下の委員から構成され、委員のうち少なくとも 6 名は民間から任命される[1]。委員の任期は 2 年間で再任可能である[2]。現在のメンバーは 13 人である。

(2)　意匠権

意匠権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

(3)　商標権

商標権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている商標委員会において審判手続が実施される。

---

[1] タイ特許法（Patent Act (No.2) B.E. 2535 及び Patent Act (No.3) B.E. 2542 による改正後の Patent Act B.E. 2522 を意味し、以下「特許法」という。）第 66 条

[2] 特許法第 67 条

商標委員会は、DIP 長官を議長とし、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された 8 名以上 12 名以下の知的財産権又は商標権に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者から構成され、有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から任命される[3]。なお、委員の任期は 4 年間で再任可能であり[4]、現在のメンバーは 14 人である。

[3] タイ商標法（Trademark Act (No.2) B.E. 2543 及び Trademark Act (No.3) B.E. 2559 による改正後の Trademark Act B.E. 2534 を意味し、以下「商標法」という。）第 95 条
[4] 商標法第 97 条

第2　特許権・小特許権の審判手続

1.　審判手続の種別

特許法では、特許権及び小特許権に関連して以下の審判手続を規定している。なお、タイでは、特許権及び小特許権の取消請求（DIP 長官による取消請求を除く。）は DIP ではなく、裁判所で審理されることとなっているため、当事者系審判手続は規定されていない（特許法第 54 条、第 65 条の 9）。

査定系審判手続

① DIP 長官による共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立（特許法第 15 条、第 72 条）

② DIP 長官による特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立（特許法第 28 条、第 30 条、第 72 条）

③ DIP 長官による異議申立に関する決定に対する不服申立（特許法第 34 条、第 72 条）

その他の審判手続

④ DIP 長官による職務発明の報奨金の決定に対する不服申立（特許法第 12 条、第 72 条）

⑤ 特許権の実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する DIP 長官の決定に対する不服申立（特許法第 45 条）

⑥ 特許権・小特許権の強制実施権付与に関する DIP 長官の決定に対する不服申立（特許法第 49 条）

⑦ 特許権・小特許権の強制実施権の条件に関する DIP 長官の決定に対する不服申立（特許法第 50 条）

⑧ DIP 長官による特許権の取消請求（特許法第 55 条）

2.　申立人の要件

審判手続の申立人の要件は、以下のとおりである。以下のとおり、申立人が限定されているため、匿名での申立は認められない。

手続種別	申立人
査定系審判手続	
① 共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立	利害関係人
② 特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立	利害関係人

③ 異議申立に関する決定に対する不服申立	利害関係人
その他の審判手続	
④ 職務発明の報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人
⑤ 実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立	特許権者 許諾申請者
⑥ 強制実施権付与に関する決定に対する不服申立	利害関係人
⑦ 強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立	利害関係人
⑧ DIP 長官による特許権の取消請求	DIP 長官

3. 申立の期間

審判手続の申立の期間は、「⑤特許権の実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する DIP 長官の決定に対する不服申立」のみ DIP 長官の決定を受領した後 **30 日以内**であるが（特許法第 45 条）、その他の手続（⑧DIP 長官による特許権の取消請求を除く。）は全て DIP 長官の決定・命令を受領した後 **60 日以内**となっている（特許法第 72 条）。なお、⑧DIP 長官による特許権の取消請求については、申立の期間は定められておらず、DIP 長官は特許法第 55 条に定める要件を満たすと判断した場合に、いつでも請求することができる。

4. 申立理由・手続・単位

審判手続は、DIP 長官による決定・命令に対して不服がある場合に申立てることができ、特段申立理由に関する制限はない。

申立は、所定の申立書（別紙 1 参照）及び委任状各 1 部並びに申立に関連する証拠書類 10 部を特許委員会に提出し、かつ、相手方がいる場合には相手方にもこれらの書類を送付することで開始される[5]。但し、申立と同時に証拠書類を提出できない場合には、申立から 60 日以内であれば追完することができ、この追完期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる[6]。申立書等の提出は、DIP 窓口での提出、郵送での提出、

[5] 特許法第 72 条、補正、不服申立若しくは異議申立に関する申請書及び関係書類の様式並びに部数に関する DIP 決定（”Notification of the Department of Intellectual Property regarding Application Forms for Amendment, Objection, Opposition and Supporting Documents of such Application, and Numbers of Copies (dated September 27, 1999) amended by the Notification of the Department of Intellectual Property (dated February 16, 2018” 以下「DIP 決定」という。）第 13 条、第 15 条

[6] タイ特許委員会規則（”Regulations of the Patent Board on Introduction of Evidence or Making of Additional Statement B.E. 2541 (1998)” 以下「特許委員会規則」という。）第 6 条

オンラインシステムによる提出が認められているが、現地代理人によればオンラインシステムには頻繁に不具合が生じているため、窓口又は郵送で提出することが一般的とのことであった。なお、法令には規定されていないが、DIP及び現地代理人からのヒアリングによれば、書類の言語がタイ語以外の場合には少なくとも審判手続に関連する部分についてはタイ語翻訳を提出すべきとのことである。また、外国人又は外国法人が作成した委任状は作成した国の公証人による公証が必要である。

また、拒絶査定や決定のあった請求項のうち一部の請求項についてのみの審判手続の申立の可否については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、可能ではあるものの、実務上は一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても特許委員会は全ての請求項についての DIP 長官の決定を検討した上で判断を行うとのことであった。

5. 申立の補正の可否

申立人は、審判手続の申立後 60 日以内であれば、申立書の補正を行うことができる[7]。補正期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる[8]。

なお、補正の際に追加の陳述書や証拠書類を追完することもできるが、当初の申立書に記載されていない新たな事実や主張を追加することはできない[9]。

6. 取下手続・単位

審判手続の申立の取下については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、補正と同様に審判手続の申立後 60 日以内であれば、取下を行うことが可能とのことである。

また、上記第 3 章第 2 第 5 項に記載する方法に従って申立書を補正することにより、一部の請求項に関する申立についてのみ取り下げることと同様の効果を得ることも可能であるが、前記第 3 章第 2 第 4 項のとおり、実務上は一部申立であっても、全ての請求項について判断されるため、一部の請求項に関する申立についてのみ取り下げるメリットはない。

---

[7] 特許委員会規則第 6 条
[8] 特許委員会規則第 6 条
[9] 特許委員会規則第 5 条

7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続

出願に対する拒絶査定や異議申立に関する決定に対する審判手続内で出願自体の補正又は訂正が行えるか否かについては法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、認められないとのことであった。

DIP 及び現地代理人によれば、出願の補正又は訂正は、特許委員会ではなく、DIP の登録官に対して申請するものであるため、特許委員会に対して申請することはできず、特許委員会の決定を待った上で、別途出願の補正又は訂正の申請を DIP の登録官に対して行わなければならないとのことであった。もっとも、軽微な修正又は是正（誤字・脱字の修正や名称の誤記の修正等）であれば、審判手続中であっても、DIP 登録官に対して申請することができるとのことであった。

8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）

特許委員会による審判の具体的な方式については法令に定められておらず、特許委員会はその決定にあたり提出された証拠や陳述書を検討することができるということのみが規定されている[10]。

この点、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会は提出された書面のみを検討し、申立人やその他の利害関係人からのヒアリングを行わないのが一般的であり、特許委員会によるヒアリングが行われるのは非常に稀な場合のみとのことである。もっとも、ヒアリングを行うか否かは特許委員会の裁量によるものであり、何らかの基準があるわけではない。また、申立人から特許委員会に対して面接の申し込みを行うことは可能だが、面接が受け入れられるかについても特許委員会の裁量によるとのことである。

9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）

特許委員会の決定は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定されることとなっている[11]。もっとも、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、通常は特許委員会内に設置されている分野ごとの 5 つの分科会[12]に各案件が配属され、分科会において先行して検討が行われるとのことであった。各分科会は特許委員会の委員 7 名で構成されており、実際には分科会の事務局が書類等の検討を行った上で分科会を招集

[10] 特許法第 73 条、特許委員会規則第 5 条
[11] 特許法第 69 条
[12] 特許法第 71 条

し、分科会の構成員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって当該審判手続に関しての決定が行われる。その後、分科会で決定された内容が特許委員会に上程され、最終的に特許委員会において承認を得るという流れを採るとのことである。

10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続

特許委員会の委員の資格要件は、前記第 3 章第 1 第 2 項(1)記載のとおり、法制委員会事務総長並びに内閣によって指名された科学、工学、工業意匠、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者である。

審判官の除斥、忌避、回避の手続は法令には規定されていないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、審判内容について一定の利害関係を有する委員は審判手続に参加できないこととなっているため、利害関係を有する審判官がいる場合には、特許委員会の判断又は申立人等からの申請に基づいて、当該委員を忌避又は回避することが可能である。

11. 審判期間

DIP の通達では審判手続は 19 か月以内に完了させなければならないこととなっているが、現地代理人からのヒアリングによれば、実際は 1 年半から 2 年程度かかっているとのことである。

12. 審決の具体的内容

審決の具体的な内容は案件ごとによるが、拒絶査定に対する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

① 申立人の名称、対象となっている特許権の名称、出願番号、出願日、公開日及びクレームの概要
② 拒絶査定の対象となったクレーム及び拒絶査定の理由
③ 拒絶査定に対する申立人の反論と提出された証拠の概要
④ 審判請求に対する特許委員会の決定とその理由

13. 審決の確定と効果

審決の確定要件と確定の効果は、以下のとおりである。

<table>
<tr><th>手続種別</th><th>確定要件と効果</th></tr>
<tr><td colspan="2">査定系審判手続</td></tr>
<tr><td>① 共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立</td><td rowspan="3">出願人等は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。
審決によって不服申立てが棄却された場合には出願人等は DIP 長官の決定に従わなければならず、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。</td></tr>
<tr><td>② 特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立</td></tr>
<tr><td>③ 異議申立に関する決定に対する不服申立</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の審判手続</td></tr>
<tr><td>④ 職務発明の報奨金の決定に対する不服申立</td><td rowspan="5">利害関係人、特許権者又は実施権者は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。
審決によって不服申立が棄却された場合には利害関係人等はDIP長官の決定に従わなければならず、DIP 長官の決定が破棄された場合にはDIP長官は審決に従わなければならない。</td></tr>
<tr><td>⑤ 実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立</td></tr>
<tr><td>⑥ 強制実施権付与に関する決定に対する不服申立</td></tr>
<tr><td>⑦ 強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立</td></tr>
<tr><td>⑧ DIP 長官による特許権の取消請求</td></tr>
</table>

14. 審判・審決の公開の有無

特許委員会による審判手続は非公開であり、審決も原則として公開されてない。

15. 審判の件数及び取消率

DIP から開示された資料によれば、過去 5 年間の特許権の審判手続の申立件数は以下のとおりである。

年	件数（特許）	件数（小特許）
2015	3	0
2016	2	0
2017	2	6
2018	8	1
2019	13	0

また、現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会において DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は 60%から 70%とのことであり、比較的高い確率で申立人の主張が認められているようである。

16. 審決取消訴訟の件数及び取消率

特許委員会の審決を不服として裁判所に審決取消訴訟が提起される件数は不明である。

また、現地代理人からのヒアリングによれば、裁判所は特許委員会の審決を支持することが多く、審決取消が認められる件数は少ない（10%程度）とのことである。

17. 料金

特許委員会への審判手続の申立費用は、申立 1 件当たり 500 バーツ（約 1,725 円）であり、審判手続の内容等によっても変わりはない。

18. 手続フローチャート

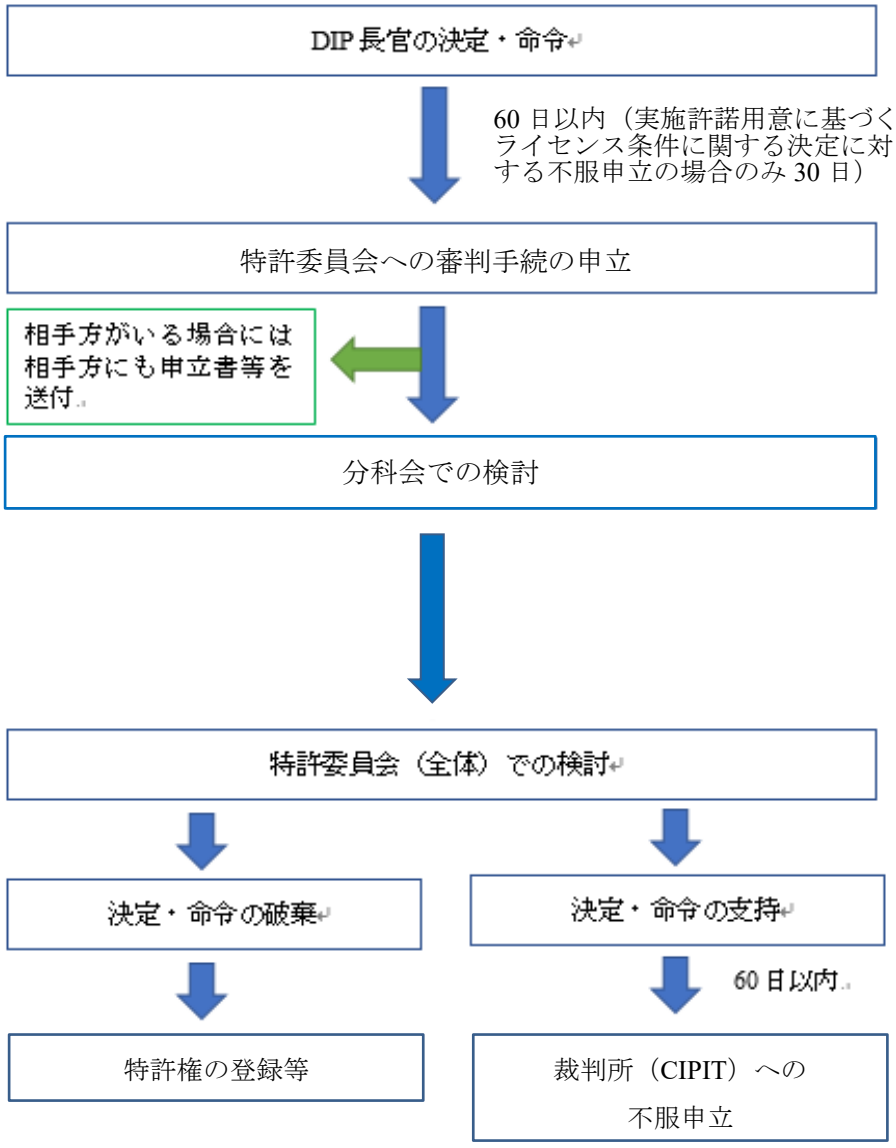

19. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

上記のとおり、特許委員会の審判手続において申立人の主張が認められ、DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は比較的高いことから、時間はややかかるものの、特許権の審判手続は権利者にとって非常に有益なものであると言える。

審判手続の中では、特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立と異議申立に関する DIP 長官の決定に対する不服申立の件数が多いとのことであるため、権利者としては特許又は小特許出願の拒絶査定を受けた場合や自らの特許又は小特許出願に関して第三者から異議申立がなされ、DIP 長官が当該異議申立を認める決定を下した場合には、審判手続を申立てることが効果的である。

第3　意匠権の審判手続

1.　審判手続の種別

特許法では、意匠権に関連して以下の審判手続を規定している。なお、タイでは、意匠権の取消請求は DIP ではなく、裁判所で審理されることとなるため、当事者系審判手続は規定されていない（特許法第 64 条）。

査定系審判手続

① DIP 長官による共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立（特許法第 15 条、第 65 条、第 72 条）

② DIP 長官による意匠出願の拒絶査定に対する不服申立（特許法第 28 条、第 61 条、第 65 条、第 72 条）

③ DIP 長官による異議申立に関する決定に対する不服申立(特許法第 34 条、第 61 条、第 65 条、第 72 条）

その他の審判手続

④ DIP 長官による職務意匠の報奨金の決定に対する不服申立（特許法第 12 条、第 65 条、第 72 条）

2.　申立人の要件

審判手続の申立人の要件は、以下のとおりである。以下のとおり、申立人が限定されているため、匿名での申立は認められない。

手続種別	申立人
査定系審判手続	
① 共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立	利害関係人
② 意匠の拒絶査定に対する不服申立	利害関係人
③ 異議申立に関する決定に対する不服申立	利害関係人
その他の審判手続	
④ 職務意匠明の報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人

3.　申立の期間

審判手続の申立の期間は、DIP 長官の決定・命令を受領した後 **60 日以内**となっている（特許法第 72 条）。

4. 申立理由・手続・単位

審判手続は、DIP 長官による決定・命令に対して不服がある場合に申立てることができ、特段申立理由に関する制限はない。

申立は、所定の申立書及び委任状各 1 部並びに申立に関連する証拠書類 10 部を特許委員会に提出し、かつ、相手方がいる場合には相手方にもこれらの書類を送付することで開始される[13]。但し、申立と同時に証拠書類を提出できない場合には、申立から 60 日以内であれば追完することができ、この追完期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる[14]。申立書等の提出は、DIP 窓口での提出、郵送での提出、オンラインシステムによる提出が認められているが、現地代理人によればオンラインシステムには頻繁に不具合が生じているため、窓口又は郵送で提出することが一般的とのことであった。なお、法令には規定されていないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、書類の言語がタイ語以外の場合には少なくとも審判手続に関連する部分についてはタイ語翻訳を提出すべきとのことである。また、外国人又は外国法人が作成した委任状は作成した国の公証人による公証が必要である。

また、拒絶査定や決定の一部についてのみの審判手続の申立の可否については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、可能ではあるものの、実務上は一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても特許委員会は全ての請求項についての DIP 長官の決定を検討した上で判断を行うとのことであった。

審判手続は、DIP 長官による決定・命令に対して不服がある場合に申立てることができ、特段申立理由に関する制限はない。また、DIP 長官による決定・命令の一部についてのみの審判手続の申立の可否については、法令に定めはないものの、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、可能ではあるものの、実務上は一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても決定・命令の全てについて検討した上で判断を行うとのことであった。

---

[13] 特許法第 72 条、DIP 決定第 13 条、第 15 条

[14] 特許委員会規則第 6 条

5. 申立の補正の可否

申立人は、審判手続の申立後 60 日以内であれば、申立書の補正を行うことができる[15]。補正期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる[16]。

なお、補正の際に追加の陳述書や証拠書類を追完することもできるが、当初の申立書に記載されていない新たな事実や主張を追加することはできない[17]。

6. 取下手続・単位

審判手続の申立の取下については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、補正と同様に審判手続の申立後 60 日以内であれば、取下を行うことが可能とのことである。

また、前記第 3 章第 3 第 5 項に記載する方法に従って申立書を補正することにより、一部の申立についてのみ取り下げることと同様の効果を得ることも可能であるが、前記第 3 章第 3 第 4 項のとおり、実務上は一部申立であっても、全ての決定又は命令について判断されるため、申立の一部についてのみ取り下げるメリットはない。

7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続

出願に対する拒絶査定や異議申立に関する決定に対する審判手続内で出願自体の補正又は訂正が行えるか否かについては法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、認められないとのことであった。

DIP 及び現地代理人によれば、出願の補正又は訂正は、特許委員会ではなく、DIP の登録官に対して申請するものであるため、特許委員会に対して申請することはできず、特許委員会の決定を待った上で、別途出願の補正又は訂正の申請を DIP の登録官に対して行わなければならないとのことであった。もっとも、軽微な修正又は是正（誤字・脱字の修正や名称の誤記の修正等）であれば、審判手続中であっても、DIP 登録官に対して申請することができるとのことであった。

---

[15] 特許委員会規則第 6 条
[16] 特許委員会規則第 6 条
[17] 特許委員会規則第 5 条

8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）

特許委員会による審判の具体的な方式については法令に定められておらず、特許委員会はその決定にあたり提出された証拠や陳述書を検討することができるということのみが規定されている[18]。

この点、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会は提出された書面のみを検討し、申立人やその他の利害関係人からのヒアリングを行わないのが一般的であり、特許委員会によるヒアリングが行われるのは非常に稀な場合のみとのことである。もっとも、ヒアリングを行うか否かは特許委員会の裁量によるものであり、何らかの基準があるわけではない。また、申立人から特許委員会に対して面接の申し込みを行うことは可能だが、面接が受け入れられるかについても特許委員会の裁量によるとのことである。

9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）

特許委員会の決定は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定されることとなっている[19]。もっとも、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、通常は特許委員会内に設置されている意匠を担当する分科会[20]に各案件が配属され、分科会において先行して検討が行われるとのことであった。分科会は特許委員会の委員 7 名で構成されており、実際には分科会の事務局が書類等の検討を行った上で分科会を招集し、分科会の構成員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって当該審判手続に関しての決定が行われる。その後、分科会で決定された内容が特許委員会に上程され、最終的に特許委員会において承認を得るという流れを採るとのことである。

10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続

特許委員会の委員の資格要件は、前記第 3 章第 1 第 2 項(1)記載のとおり、法制委員会事務総長並びに内閣によって指名された科学、工学、工業意匠、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者である。

審判官の除斥、忌避、回避の手続は法令には規定されていないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、審判内容について一定の利害関係を有する委員は審判手続に参加できないこととなっているため、利害関係を有

---

[18] 特許法第 73 条、特許委員会規則第 5 条
[19] 特許法第 69 条
[20] 特許法第 71 条

する審判官がいる場合には、特許委員会の判断又は申立人等からの申請に基づいて、当該委員を忌避又は回避することが可能である。

11. 審判期間

DIP の通達では審判手続は 19 か月以内に完了させなければならないこととなっているが、現地代理人からのヒアリングによれば、実際は 1 年程度で完了するとのことである。

12. 審決の具体的内容

審決の具体的な内容は案件ごとによるが、異議申立に関する決定に対する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

① 出願人の名称、対象となっている意匠権の名称、出願番号、出願日及び公開日
② 異議申立人の名称、異議申立日、異議申立の理由と提出された証拠の概要
③ 出願人の異議申立に対する反論内容と提出された証拠の概要
④ DIP 長官の決定内容及びその理由
⑤ 審判請求に対する特許委員会の決定とその理由

13. 審決の確定と効果

審決の確定要件と確定の効果は、以下のとおりである。

<table>
<tr><th>手続種別</th><th>確定要件と効果</th></tr>
<tr><td colspan="2">査定系審判手続</td></tr>
<tr><td>① 共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立</td><td rowspan="3">出願人等は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。
審決によって不服申立てが棄却された場合には出願人等は DIP 長官の決定に従わなければならず、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。</td></tr>
<tr><td>② 意匠の拒絶査定に対する不服申立</td></tr>
<tr><td>③ 異議申立に関する決定に対する不服申立</td></tr>
</table>

その他の審判手続	
④ 職務意匠明の報奨金の決定に対する不服申立	出願人等は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって不服申立てが棄却された場合には出願人等は DIP 長官の決定に従わなければならず、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。

14. 審判・審決の公開の有無

特許委員会による審判手続は非公開であり、審決も原則として公開されてない。

15. 審判の件数及び取消率

DIP から開示された資料によれば、過去 5 年間の意匠権の審判手続の申立件数は後記のとおりである。

年	件数
2015	14
2016	46
2017	96
2018	70
2019	40

また、現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会において DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は 60%から 70%とのことであり、比較的高い確率で申立人の主張が認められているようである。

16. 審決取消訴訟の件数及び取消率

特許委員会の審決を不服として裁判所に審決取消訴訟が提起される件数は不明である。

また、現地代理人からのヒアリングによれば、裁判所は特許委員会の審決を

支持することが多く、審決取消が認められる件数は少ない（10%程度）とのことである。

17. 料金

特許委員会への審判手続の申立費用は、申立 1 件当たり 500 バーツ（約 1,725 円）であり、審判手続の内容等によっても変わりはない。

18. 手続フローチャート

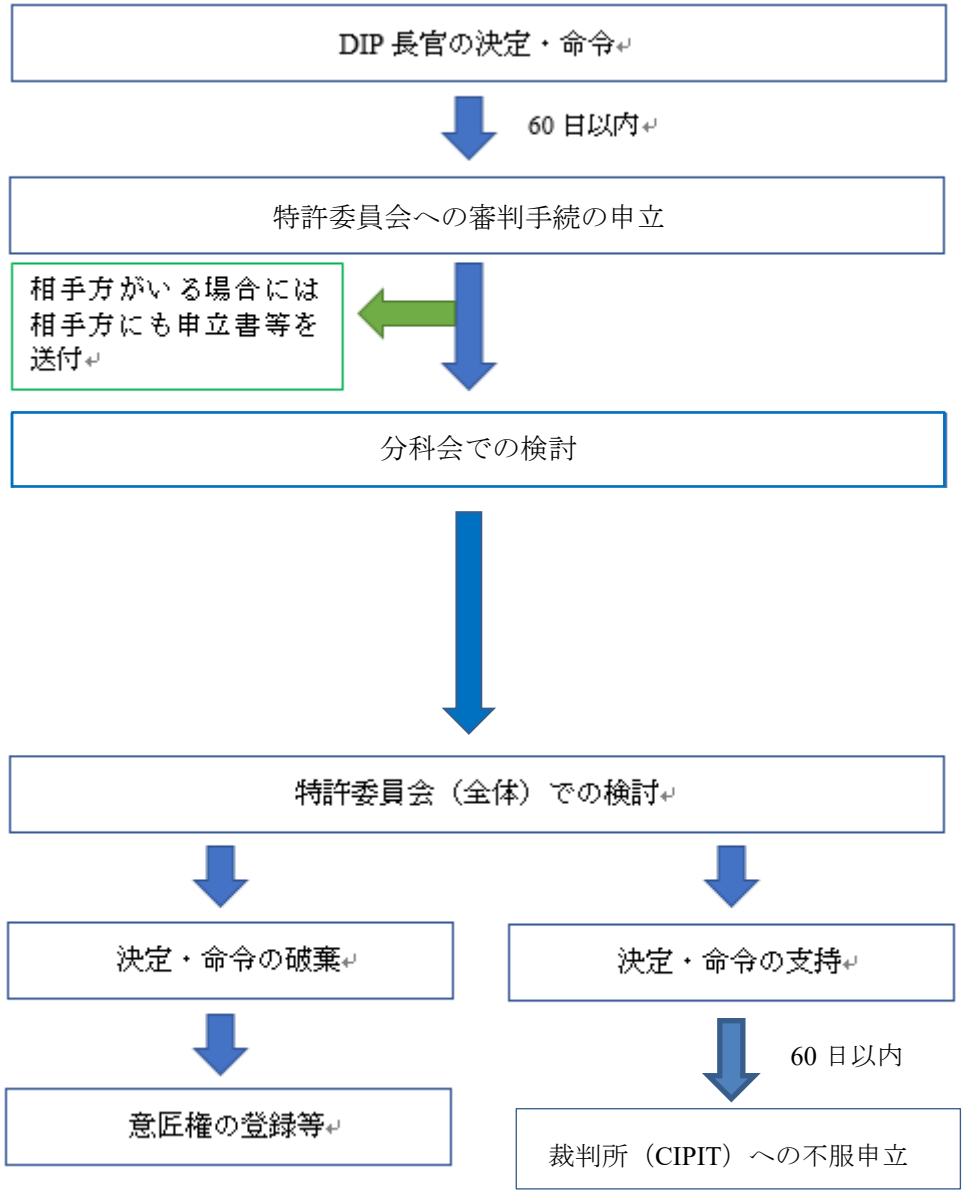

19. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

意匠権に関する審判手続も、特許権に関する審判手続と同様、特許委員会の審判手続において申立人の主張が認められ、DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は比較的高いことから、意匠権の審判手続は権利者にとって非常に有益なものであると言える。

審判手続の中では、意匠出願の拒絶査定に対する不服申立と異議申立に関する DIP 長官の決定に対する不服申立の件数が多いとのことであるため、権利者としては意匠出願の拒絶査定を受けた場合や自らの意匠出願に関して第三者から異議申立がなされ、DIP 長官が当該異議申立を認める決定を下した場合には、審判手続を申立てることが効果的である。

第4　商標権の審判手続

1.　審判手続の種別

商標法では、商標権に関連して以下の審判手続を規定している。

<u>査定系審判手続</u>

① 登録官の商標出願の拒絶査定又は補正命令に対する不服申立（商標法第18条）

② 同一・類似出願があった場合の登録官の後順位出願人への待機命令に対する不服申立（商標法第21条）

③ 同一・類似出願の登録に関する登録官の条件・制限付与命令に対する不服申立（商標法第27条）

④ 登録官の公告命令の取消決定に対する不服申立（商標法第31条）

⑤ 登録官の異議申立に関する決定に対する不服申立（商標法第37条）

⑥ 登録官の裁量による商標取消命令に対する不服申立（商標法第60条）

⑦ 登録官の証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立（商標法第89条）

<u>当事者系審判手続</u>

⑧ 商標取消請求（商標法第61条）

⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求（商標法第62条）

⑩ 商標不使用取消請求（商標法第63条）

⑪ ライセンス登録取消請求（商標法第72条）

<u>その他の審判手続</u>

⑫ 登録官のライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立（商標法第69条）

⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立（商標法第74条）

2. 申立人の要件

審判手続の申立人の要件は、以下のとおりである。以下のとおり、申立人が限定されているため、匿名での申立は認められない。

手続種別	申立人
査定系審判手続	
① 拒絶査定又は補正命令に対する不服申立	出願人
② 後順位出願人への待機命令に対する不服申立	出願人
③ 条件・制限付与命令に対する不服申立	出願人 商標権者
④ 公告命令の取消決定に対する不服申立	出願人
⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立	出願人 異議申立人
⑥ 裁量による商標取消命令に対する不服申立	商標権者
⑦ 証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立	証明標章権者 決定によって損害を受ける者又は受ける虞のある者
当事者系審判手続	
⑧ 商標取消請求	利害関係人 登録官
⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求	公序良俗違反があると考える者
⑩ 商標不使用取消請求	利害関係人 登録官
⑪ ライセンス登録取消請求	利害関係人 登録官
その他の審判手続	
⑫ ライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立	商標権者 ライセンシー
⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立	商標権者 ライセンシー

3. 申立の期間

審判手続の申立の期間は、査定系審判手続及びその他の審判手続の場合には登録官の命令・決定を受領した後 **60 日以内**である（以下、当該申立期間を「申立期間」という。）。当事者系審判手続の場合には、期間の制限はなく、いつでも申立をすることが可能である。

4. 申立理由・手続・単位

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

査定系審判手続は、登録官による命令・決定に対して不服がある場合に申立てることができ、特段申立理由に関する制限はない。

申立は、所定の申立書（別紙 2 参照）と申立に関連する証拠書類（もしあれば）（各 1 部）を、商標委員会又は DIP 長官が指定するその他の政府機関に提出することで開始される[21]。但し、証拠書類を申立と同時に提出できない場合には、申立から最長で 60 日間、証拠書類の提出の延期を求めることができる[22]。申立書等の提出は、窓口での提出、郵送での提出、オンラインシステムによる提出が認められているが[23]、現地代理人によればオンラインシステムには頻繁に不具合が生じているため、窓口又は郵送で提出することが一般的とのことであった。なお、提出書類がタイ語でない場合には、翻訳証明付きのタイ語翻訳の提出が必要であり[24]、外国人又は外国法人が作成した委任状には公証が必要である。

また、拒絶査定や決定のあった指定区分のうち一部の指定区分についてのみの審判手続の申立の可否については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、DIP は出願された全ての指定区分について登録の可否を判断するため、一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても商標委員会は全ての指定区分についての登録官の決定を検討した上で判断を行うとのことであった。

---

[21] タイ商標委員会規則 2018（”The Trademark Board Regulations 2018” 以下「商標委員会規則」という。）第 6 条
[22] 商標委員会規則第 10 条
[23] 商標委員会規則第 6 条、第 7 条
[24] 商標委員会規則第 11 条

(2) 当事者系審判手続

当事者系審判手続は、以下を理由として申立てることができる。

① 商標取消請求

- 対象となる商標に識別性がない場合
- 商標となる商標が商標法第8条に基づく不登録事由に該当する場合
- 同一区分内に属する商品・役務、又は類似区分に属する同一の性質を持つ商品・役務に使用される第三者の登録商標と対象となる商標が同一である場合
- 対象となる商標が第三者の登録商標と類似しており、当該登録商標と同一区分内に属する商品・役務、又は類似区分に属する同一の性質を持つ商品・役務に使用される場合で、商品・役務の所有者又は出所について公衆に誤認又は混同を生じさせる虞がある場合

② 公序良俗違反を理由とする商標取消請求
対象となる商標が公序良俗に反する場合

③ 商標不使用取消請求
商標権者が、商標登録出願の際に指定商品・役務に関して当該商標を使用する意図がなく、実際に使用されていない場合、又は3年間使用がない場合

当事者系審判手続の場合も、所定の申立書（別紙3参照）と申立に関する証拠（もしあれば）（各1部）を、商標委員会又はDIP長官が指定するその他の政府機関に提出することで開始される[25]。但し、査定系審判手続とは異なり、証拠書類は申立と同時に提出する必要がある。なお、提出書類がタイ語でない場合には翻訳証明付きのタイ語翻訳の提出が必要であり[26]、外国人又は外国法人が作成した委任状には公証が必要である。

また、一部申立の可否については査定系審判手続と同様であり、仮に一部申立を行った場合であっても商標委員会は全ての指定区分について検討した上で判断を行うとのことであった。

5. 申立の補正の可否

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

商標委員会の事務官（”Secretary”）は、申請書の内容に不備や誤りがある

[25] 商標委員会規則第19条
[26] 商標委員会規則第23条

と認める場合、申立人に対して補正を行うよう求めることができる[27]。また、申立期間内であれば、申立人は補正を求める内容及び理由等を記載した説明書を提出することによって、申立書の補正を申請することができる[28]。

(2) 当事者系審判手続

一方、当事者系審判手続については、商標委員会規則に申立書の補正に関する規定がないものの、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会の決定が出るまでの間であれば申立書の補正を申請することができるとのことであった。

6. 取下手続・単位

申立人は、商標委員会の決定が出るまでの間いつでも、書面で申請することにより申立を取り下げることができる[29]。また、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、一部取下は認められていないとのことであった。この点、前記第3章第4第5項に記載する方法に従って申立書を補正することにより、申立の一部についてのみ取り下げることと同様の効果を得ることも可能であるが、前記第 3 章第 4 第 4 項のとおり、実務上は一部申立であっても全ての指定区分について判断を行うため、一部の指定区分についてのみ申立を取り下げるメリットはない。

なお、申立を取り下げた場合当該審判手続は終了するが、前記第 3 章第 4 第 3 項に記載の申立期間中であれば、申立人は再度審判手続を申立てることができる[30]。

7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続

出願に対する拒絶査定や異議申立に関する決定に対する審判手続内で出願自体の補正又は訂正が行えるか否かについては法令に定めがないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、認められていないとのことであった。

DIP 及び現地代理人によれば、出願の補正又は訂正は、商標委員会ではなく、DIP の登録官に対して申請するものであるため、商標委員会の決定を待った上で、別途出願の補正又は訂正の申請を DIP の登録官に対して行わなければならないとのことであった。もっとも、軽微な修正・是正（誤字・脱字の修正や

[27] 商標委員会規則第 8 条
[28] 商標委員会規則第 9 条
[29] 商標委員会規則第 17 条、第 28 条
[30] 商標委員会規則第 18 条

名称の誤記の修正等）であれば、審判手続中であっても、DIP の登録官に対して申請することができ、この場合、登録官は、商標委員会と連携の上補正の可否を決定し、補正の結果、商標委員会での審判手続が不要になった場合には商標委員会は審判手続を終了させる[31]。

8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）

商標委員会による審判の具体的な方式については法令に定められておらず、商標委員会はその決定にあたり登録官、申立人又は利害関係人に対して情報、説明、意見若しくは証拠を提出又は陳述するよう求めることができることのみ規定されている[32]。

この点、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会は提出された書面のみを検討し、申立人やその他の利害関係人からのヒアリングを行わないのが一般的であり、商標委員会によるヒアリングが行われるのは非常に稀な場合のみとのことである。もっとも、ヒアリングを行うか否かは商標委員会の裁量によるものであり、何らかの基準があるわけではない。また、申立人から商標委員会に対して面接の申し込みを行うことは可能だが、面接が受け入れられるかについても商標委員会の裁量によるとのことである。

9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）

商標委員会の決定は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定される[33]。通常は、各審判手続を担当する少人数の特別委員会が組成され（商標委員会の委員 4 名から 5 名で構成される）[34]、当該特別委員会において先行して検討が行われるとのことであった。実際には、特別委員会の事務局が書類等の検討を行ったうえで特別委員会を招集し、特別委員会において当該審判手続に関しての決定が行われる。その後、特別委員会で決定された内容が商標委員会に上程され、最終的に商標委員会において承認を得るという流れを採るとのことである。

---

[31] 商標委員会規則第 13 条
[32] 商標法第 102 条
[33] 商標法第 99 条
[34] 商標法第 99 条の 2

10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続

商標委員会の委員の資格要件は、前記第 3 章第 1 第 2 項(3)記載のとおり、DIP 長官、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された 8 名以上 12 名以下の知的財産権又は商標に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者である。

審判官の除斥、忌避、回避の手続は法令には規定されていないが、審判内容について一定の利害関係を有する委員は審判手続に参加できないこととなっているため[35]、利害関係を有する審判官がいる場合には、商標委員会若しくは審判官の判断又は申立人等からの申請に基づいて、当該審判官を忌避又は回避することが可能である。

11. 審理期間

商標委員会における審理期間に関しては法令には定めはないが、現地代理人からのヒアリングによれば、1 年半から 2 年程度かかっているとのことである。これは、後記第 3 章第 4 第 16 項のとおり、審判件数の申立件数が非常に多く、案件が滞留していることによるものと考えられる。

12. 訴訟とのダブルトラックの可否

タイにおいては、ある同一の商標に関して、商標委員会での商標権取消請求と、裁判所での商標権侵害訴訟の反訴としての商標権取消訴訟が同時に係属する、いわゆる「ダブルトラック」が生じ得る。

ダブルトラックが生じた場合の対応については法令に規定がないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会の決定に対して不服がある場合には裁判所に提訴することができ[36]、最終的には裁判所の判断が優先することから、商標委員会は当事者からの申請に基づいて、裁判所の判決が出るまで商標委員会での審判手続を停止し、裁判所の判決後に当該判決に従って審決を下すとのことであった。もっとも、DIP 及び各現地代理人も「ダブルトラック」の対応について明確には回答できておらず、曖昧な部分もあったことから、この点について定まった実務は確立されておらず、ケースバイケースで判断されることになるのではないかと思料している。

なお、商標権の取消請求のうち、登録商標が一般商標化したことを理由とする取消請求（商標法第 66 条）及び優先権を有していることを理由とする取消

[35] 商標法第 99 条
[36] 商標法第 65 条

請求（商標法第 67 条）については、直接裁判所で審理されることとなっているため、ダブルトラックは生じない。仮に、同一の商標について、その他の理由に基づく商標権取消請求が商標委員会に申立てられ、同時に一般商標化又は優先権主張を理由とする取消請求が裁判所に申立てられた場合には、商標委員会は、当事者からの申請に基づいて、裁判所の判決が出るまで商標委員会における審判手続を停止し、裁判所の判決後に当該判決に従って審決を下すこととなる[37]。

13. 審決の具体的内容

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

商標委員会は、①登録官の決定に同意する場合には決定を維持する旨、②登録官の決定に反対する場合には決定を破棄する旨、③登録官の決定の一部に同意し、一部に反対する場合には決定の反対する部分を変更する旨、④申立期間を徒過している場合、申立の根拠となる事実が消滅している場合又は申立人がその出願を取り下げた場合には申立を棄却する旨の審決を下し、審決日並びに審決の理由（少なくとも一つの重要な事実及び法的根拠が含まれる。）を記載した書面を商標権者や申立人等の利害関係人に送付する[38]。審決の具体的な内容は案件ごとによるが、拒絶査定に対する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

① 申立人の名称、対象となっている商標権、出願番号、指定区分及び指定商品・役務
② 拒絶査定の理由
③ 拒絶査定に対する申立人の反論と提出された証拠の概要
④ 審判請求に対する商標委員会の決定とその理由

(2) 当事者系審判手続

当事者系審判手続の審決の内容は法令には規定がなく、その具体的な内容は案件ごとによるが、取消請求に関する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

① 申立人の名称、対象となっている商標権、商標権者、出願番号、指定区分及び指定商品・役務
② 取消請求の理由と提出された証拠の概要

---

[37] 商標委員会規則第 25 条、第 14 条
[38] 商標委員会規則第 15 条、第 16 条

③　商標権者の反論と提出された証拠の概要
④　取消請求に対する商標委員会の決定とその理由

14.　審決の確定と効果

審決の確定要件と確定の効果は、以下のとおりである。

手続種別	確定要件と効果
査定系審判手続	
①　拒絶査定又は補正命令に対する不服申立	出願人は、審決に対して、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、90 日以内に提訴されなかった場合に確定する[39]。 審決によって異議申立が棄却された場合には登録官は商標登録手続を進めなければならず、異議申立が認められた場合には登録官は当該出願を拒絶しなければならない。
②　後順位出願人への待機命令に対する不服申立	
③　条件・制限付与命令に対する不服申立	
④　公告命令の取消決定に対する不服申立	
⑤　異議申立に関する決定に対する不服申立	
⑥　裁量による商標取消命令に対する不服申立	
⑦　証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立	
当事者系審判手続	
⑧　商標取消請求	商標権者又は取消請求者は、審決に対して、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、90 日以内に提訴されなかった場合に確定する。
⑨　公序良俗違反を理由とする商標取消請求	

[39] 商標法上、異議申立に関する決定に対する不服申立に関する審決以外の商標委員会の決定は最終であると規定されている（商標法第 18 条）が、最高裁判所通達（Supreme Court's Decision No.7024/2549）により、商標委員会の決定は適法（"legal"）の場合のみ最終になるとされており、誤りがある場合には最終とならずに裁判所に提訴可能となっている。

⑩ 商標不使用取消請求	審決によって取消請求が認められた場合には登録官は当該商標の取り消し手続を進めなければならない。
⑪ ライセンス登録取消請求	商標権者又はライセンシーは、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって取消請求が認められた場合には登録官は当該ライセンス登録の取り消し手続を進めなければならない。
その他の審判手続	
⑫ ライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立	出願人又は異議申立人は、審決に対して、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、90 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって異議申立が棄却された場合には登録官は商標登録手続を進めなければならず、異議申立が認められた場合には登録官は当該出願を拒絶しなければならない。
⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立	

15. 審判・審決の公開の有無

商標委員会による審判手続は非公開であり、審決も原則として公開されてない。但し、DIP からのヒアリングによれば、DIP 内部では 1 年ごとにその年の審決をまとめた審決集を作成しており、申請を行えばその審決集や個別の決定を見ることができるとのことであった。

16. 審判の件数及び取消率

DIP から開示された資料によれば、過去 5 年間の審判手続の申立件数は以下のとおりである。

年	件数
2015	4,868
2016	2,723
2017	2,381
2018	3,368
2019	2,705

また、現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会において登録官の決定又は命令が覆される確率は低く、約 20%程度とのことであり、商標委員会では登録官の決定を支持することが多いようである。

17. 審決取消訴訟の件数及び取消率

商標委員会の審決を不服として裁判所に審決取消訴訟が提起される件数は不明である。

また、現地代理人からのヒアリングによれば、裁判所において商標委員会の審決が取り消される確率は高く、70%程度とのことである。

18. 料金

商標委員会への審判手続の申立費用は、以下のとおりである。

手続種別	申立費用
査定系審判手続	
① 拒絶査定又は補正命令に対する不服申立	4,000 バーツ
② 後順位出願人への待機命令に対する不服申立	2,000 バーツ
③ 条件・制限付与命令に対する不服申立	4,000 バーツ
④ 公告命令の取消決定に対する不服申立	2,000 バーツ
⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立	4,000 バーツ
⑥ 裁量による商標取消命令に対する不服申立	2,000 バーツ
⑦ 証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立	

当事者系審判手続	
⑧ 商標取消請求	1,000 バーツ
⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求	
⑩ 商標不使用取消請求	
⑪ ライセンス登録取消請求	400 バーツ
その他の審判手続	
⑫ ライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立	2,000 バーツ
⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立	

19. 手続フローチャート

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

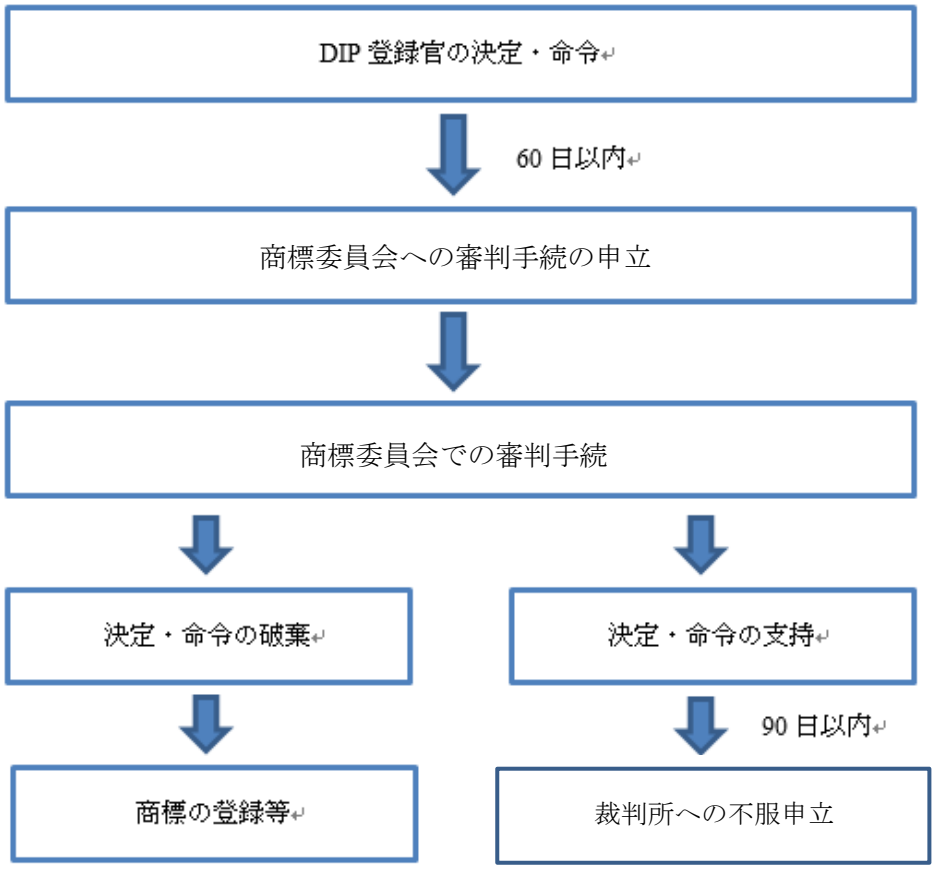

(2)　当事者系審判手続

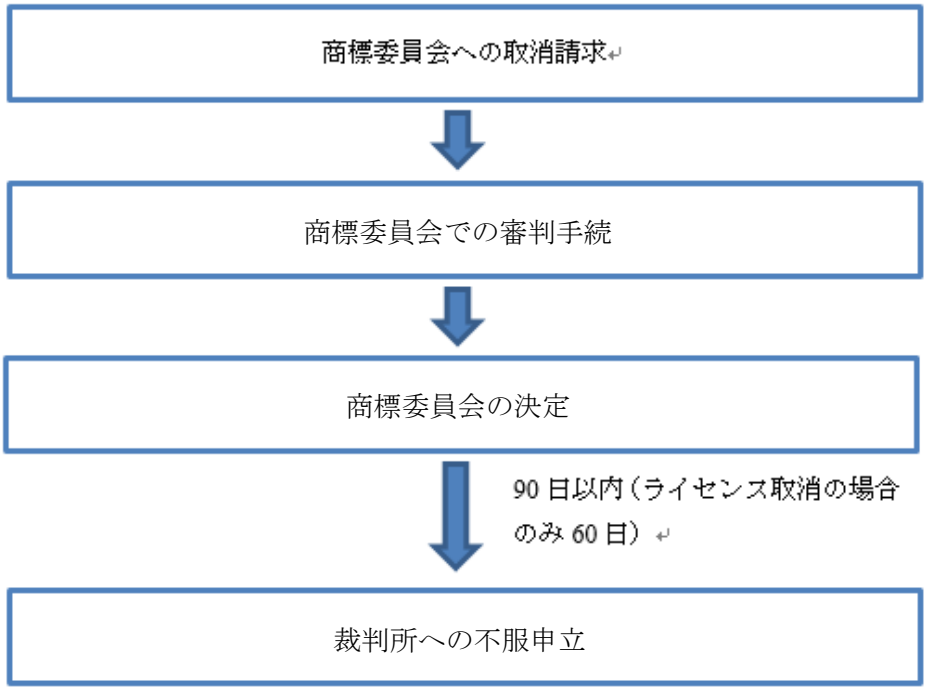

20.　審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

前記のとおり、商標委員会の審判手続において申立人の主張が認められ、DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は低く、かつ、時間もかかることから、商標権の審判手続は権利者にとってはやや使い辛いものと言えよう。

もっとも、裁判所において商標委員会の審決が取り消される確率は高いことから、裁判所への不服申立が認められている異議申立に関する決定に対する不服申立や商標権の取消請求等は、裁判所への不服申立を見据えた上で、申立てることは有益かつ効果的である。

第 4 章　本調査結果の分析・まとめ

以上が、本調査結果の詳細である。

タイにおける知的財産の審判手続については、その審理方式や手続の詳細が法令に規定されておらず、特許委員会及び商標委員会の裁量に委ねられている部分が多く、手続の流れや結果について予測することが困難であるため、権利者にとってはやや使い辛い制度であると言えよう。

もっとも、DIP における審査のレベルは飛躍的に向上しているものの、審査官の決定又は命令が常に合理的とは限らないため、審判手続においてその是非を問うことは非常に有益である。タイにおける審判手続には、それなりの時間と費用がかかることは否定できないが、特許委員会における DIP 長官の決定又は命令の取消率や、裁判所における商標委員会の審決の取消率を考慮すると、最終的に判断を覆し、権利者の主張が認められる可能性は高いことから、対象となる知的財産権が自社にとって重要な権利である場合には、積極的に審判手続を活用することは検討に値する。

以　上

別紙 1　　**特許審判手続申立書**

แบบ สป/สผ/อสป/009-ก
หน้า ของจำนวน หน้า
สำหรับเจ้าหน้าที่
รับที่ _____
วันที่ _____
ลงชื่อ _____ ผู้รับ
(ค่าธรรมเนียม 500 บาท)

คำอุทธรณ์

คำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร เลขที่ _____
วันยื่นคำขอ _____
ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์/การออกแบบผลิตภัณฑ์ _____
_____ TextField2

1. ชื่อ _____
ที่อยู่ _____
ตำบล/แขวง _____ อำเภอ/เขต _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____
โทรศัพท์ _____ สัญชาติ _____ อาชีพ _____
☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ เลขทะเบียนนิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร
สถานที่ทำงาน/สถานที่ประกอบการ ☐ ที่อยู่เดียวกันกับที่ระบุข้างต้น
ที่อยู่ _____
ตำบล/แขวง _____ อำเภอ/เขต _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____
โทรศัพท์ _____

2. ข้าพเจ้าขออุทธรณ์คำสั่ง/คำวินิจฉัยขององอธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญาเกี่ยวกับคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ที่ระบุข้างต้น ซึ่งสั่งให้ _____

โดยมีเหตุผลปรากฏตามรายละเอียดท้ายคำอุทธรณ์นี้ จำนวน _____ หน้า

3. ข้าพเจ้ามีส่วนได้เสียเกี่ยวกับการขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรดังกล่าว คือ _____

4. ข้าพเจ้าได้ส่งหลักฐานประกอบคำอุทธรณ์มาด้วยแล้ว คือ

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(4) _____

(5) _____

5. ข้าพเจ้าขอรับรองว่า ข้อความที่ระบุข้างต้นและในรายละเอียดการอุทธรณ์นี้ถูกต้องและเป็นความจริงทุกประการ

วันที่ _____

ลายมือชื่อ _____ ผู้อุทธรณ์

(_____)

หมายเหตุ

1. ให้กรอกข้อความด้วยการตีพิมพ์ หรือตีดพิมพ์อย่างชัดเจนเป็นภาษาไทย
2. รายละเอียดคำอุทธรณ์ต้องแยกระบุเป็นข้อๆ ตามประเด็นการอุทธรณ์ และให้บรรยายเหตุผลให้รัดกุมและชัดเจน
3. คำอุทธรณ์และรายละเอียดคำอุทธรณ์ให้ยื่นต้นฉบับ 1 ชุด และสำเนา 10 ชุด

รายละเอียดการอุทธรณ์

TextField1

ลายมือชื่อ _____ ผู้อุทธรณ์

[参考英訳]

Form SorPor/SorPhor/OrSorPor/009-Kor

-Royal Emblem-

Page of pages

Officer use

At_____

Date_____

Signature_____Recipient

(500 Baht fee)

Appeal

Application for patent / petty patent No._____

Filing Date _____

The name of the invention / product design_____

---

1. Name_____

Address_____

Sub-district_____District_____Province_____Postal code_____

Phone No._____Nationality_____Occupation_____

□ ID Number □ Corporate Registration No. □ Tax ID No._____

Workplace/ Place of Business □ Same as the address specified above

Address_____

Sub-district_____District_____Province_____Postal code_____

Phone No._____

2. I hereby appeal against the order / decision of the Director-General of the Department of Intellectual Property regarding the above-mentioned patent / petty patent application, which ordered

_____

_____

_____

with the reasons appeared in the appeal details attached to this appeal, having_____pages.

3. I am the interested person in the above patent application / petty patent, which is_____

_____

_____

_____

4. I have submitted supporting evidence together with the appeal as follows:

(1)_____

(2)_____

(3)_____

(4)_____

(5)_____

5. I hereby certify that the statements mentioned above and in the details of the appeal are true and correct in all respects.

Date _____

Signature_____Appellant

(_____)

Note: 1. Fill in the form by typing or typewriter clearly in Thai.

2. The details of the appeal must be specified in separate points according to the issues of the appeal and explain the reasons clearly and concisely.

3. 1 original copy and 10 copies of the appeal and the appeal details shall be submitted.

Appeal Details

Signature_____Appellant

別紙 2　　商標査定系審判手続申立書

แบบ ก.03

 คำอุทธรณ์	**สำหรับเจ้าหน้าที่** **วันที่ยื่น** **ค่าธรรมเนียม** _____ บาท **ลงชื่อ** _____ **ผู้สั่ง** (_____) **คำขอเลขที่** **ทะเบียนเลขที่**

1. ผู้อุทธรณ์ ☐ เจ้าของ ☐ ผู้คัดค้าน ☐ ผู้ได้รับอนุญาต ☐ ผู้ได้รับอนุญาตช่วง ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ ต่างชาติ

ชื่อ _____

ที่อยู่ _____

แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____

รหัสไปรษณีย์ _____ ประเทศ _____ สัญชาติ _____

อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____

☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)

2. ตัวแทน ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ อื่นๆ

ชื่อ _____

ที่อยู่ _____

แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____

รหัสไปรษณีย์ _____ ประเทศ _____ สัญชาติ _____

อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____

☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)

คำเชื่อมระหว่างตัวแทน ☐ และ ☐ หรือ ☐ และ/หรือ

3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย ☐ ผู้อุทธรณ์ ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ อื่น ๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน) _____

4. อุทธรณ์คำสั่ง/คำวินิจฉัยของนายทะเบียน ตามมาตรา

5. ระบุเหตุแห่งการอุทธรณ์

☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)

6. เอกสารหลักฐานประกอบคำขออุทธรณ์

☐ สำเนาคำอุทธรณ์ จำนวน 19 ชุด

☐ เอกสารหลักฐานประกอบการอุทธรณ์

☐ สำเนาหนังสือมอบอำนาจ (ก.18) และสำเนาบัตรประจำตัวผู้รับมอบอำนาจ

☐ หนังสือขอผ่อนผันการส่งเอกสารหลักฐาน (ก.19)

7.

(_____)

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่อาจระบุรายละเอียดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

หน้า ____ ของจำนวน ____ หน้า

[参考英訳]

Form Kor.03

-Royal Emblem- **Appeal**	Officer use Submission Date Fee_____THB Signed _____Officer (_____) Application No. Registration No.

1. Appellant ☐ Owner ☐ Opposer ☐ Licensee ☐ Sub-licensee ☐ (Thai) Natural person ☐ (Thai) Legal entity ☐ (Thai) Government agent ☐ Foreign legal entity
Name_____
Address_____
Sub_district_____District_____Province_____
Postal Code_____Country_____Nationality_____
Occupation _____Telephone Number_____
Fax_____E-mail_____
☐ Identification ID No. ☐ Legal entity ☐ Tax ID No. | | | | | | | | | | | | | |
☐ Additional (As attached)

2. Agent ☐ Agent ☐ Sub-agent ☐ (Thai) Natural person ☐ (Thai) Legal entity ☐ (Thai) Government body ☐ Other
Name_____
Address_____
Sub district_____District_____Province_____
Postal Code_____Country_____Nationality_____
Occupation _____Telephone Number_____
Fax_____E-mail_____
☐ Identification ID No. ☐ Legal entity ☐ Tax ID No. | | | | | | | | | | | | | |
☐ Additional (As attached)
Connection word between the agents ☐ and ☐ or ☐ and/or

3. Contact address in Thailand ☐ Appellant ☐ Agent ☐ Sub-agent ☐ Other (please clearly specify the name and address of the recipient)_____

4. Appeal the order/the decision of the Registrar under section_____

5. Please specify grounds of the appeal_____
_____☐ Additional (As attached)

6. Supporting documents of the appeal
☐ 19 Copies of the appeal documents
☐ Supporting documents for the appeal
☐ Copy of the POA (Kor. 18) and Identification ID of the agent
☐ Request for late submission of the evidence documents (Kor.19)

7. Signed _____Appellant/Agent
(_____)

Remark: Please fill in this document by typing. In case the details cannot be fully specified, please use the extended pages (Kor.11)

Page ____of____ pages

別紙 3　　商標当事者系審判手続申立書

แบบ ก.08

คำขอให้เพิกถอนการจดทะเบียน ☐ เครื่องหมายการค้า/บริการ รับรอง ร่วม ☐ สัญญาอนุญาตให้ใช้เครื่องหมายการค้า / บริการ	**สำหรับเจ้าหน้าที่** **วันที่ยื่น** **ค่าธรรมเนียม** _____ บาท **ลงชื่อ** _____ **ผู้สั่ง** (_____) **คำขอเลขที่** **ทะเบียนเลขที่**

1. ผู้ขอ ☐ **เจ้าของ** ☐ **ผู้มีส่วนได้เสีย** ☐ **นายทะเบียน** ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ ต่างชาติ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ สัญชาติ _____ ประเทศ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)	1. ☐ **ผู้ได้รับอนุญาต** ☐ **ผู้ได้รับอนุญาตช่วง** ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ ต่างชาติ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ สัญชาติ _____ ประเทศ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)
2. **ตัวแทน** ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ อื่นๆ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ สัญชาติ _____ ประเทศ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ) คำเชื่อมระหว่างตัวแทน ☐ และ ☐ หรือ ☐ และ/หรือ	2. **ตัวแทน** ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ อื่นๆ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ สัญชาติ _____ ประเทศ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ) คำเชื่อมระหว่างตัวแทน ☐ และ ☐ หรือ ☐ และ/หรือ
3. **สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย** ☐ เจ้าของ ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ อื่นๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน)	3. **สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย** ☐ ผู้ได้รับอนุญาต ☐ ผู้ได้รับอนุญาตช่วง ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ อื่นๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน)

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่อาจระบุรายละเอียดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

(_____)

หน้า ____ ของจำนวน ____ หน้า

4. ระบุเหตุในการขอให้เพิกถอน

☐ เพิ่มเติม (ดังแบบ)

5. เอกสารหลักฐานประกอบคำขอให้เพิกถอน

☐ หนังสือสำคัญแสดงการจดทะเบียนเครื่องหมายการค้า หรือหลักฐานการแจ้งความว่าหนังสือสำคัญสูญหาย(กรณีขอให้เพิกถอนการจดทะเบียนของตนเอง)

☐ สำเนาบัตรประจำตัว หรือสำเนาหนังสือรับรองนิติบุคคลที่ออกให้ไม่เกิน 6 เดือน ของผู้ขอ/ผู้ได้รับอนุญาต/ผู้ได้รับอนุญาตช่วง

☐ เอกสารหลักฐานประกอบคำขอให้เพิกถอนการจดทะเบียน (ถ้ามี)

6.

(_____)

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่อาจระบุรายละเอียดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

หน้า ____ ของจำนวน ____ หน้า

[参考英訳]

Form Kor.08

-Royal Emblem- **Application for Cancellation of Registration** ☐ Trade/service/certification /collective marks ☐ Trademark/service mark License Agreement	Officer use Submission Date Fee_____THB Signed_____Officer (_____) Application No. Registration No.

1. Applicant ☐ Owner ☐ Interested person☐ Registrar ☐ (Thai) natural person ☐ (Thai) legal entity ☐ (Thai) Government agency ☐ Foreigner Name_____ Address_____ Sub district_____District_____ Province_____Postal Code_____ Nationality_____Country_____ Occupation_____Telephone Number___ Fax_____E-mail_____ ☐ Identification ID No. ☐ Legal entity ☐ Tax ID No. ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ ☐ Additional (As attached)	1. ☐ Licensee ☐ Sub-licensee ☐ (Thai) natural person ☐ (Thai) legal entity ☐ (Thai) Government agency ☐ Foreigner Name_____ Address_____ Sub district_____District_____ Province_____Postal Code_____ Nationality_____Country_____ Occupation_____Telephone Number___ Fax_____E-mail_____ ☐ Identification ID No. ☐ Legal entity ☐ Tax ID No. ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ ☐ Additional (As attached)
2. Agent ☐ Agent ☐ Sub-agent ☐ (Thai) natural person ☐ (Thai) legal entity ☐ (Thai) Government agency ☐ Other Name_____ Address_____ Sub district_____District_____ Province_____Postal Code_____ Nationality_____Country_____ Occupation_____Telephone Number___ Fax_____E-mail_____ ☐ Identification ID No. ☐ Legal entity ☐ Tax ID No. ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ ☐ Additional (As attached)	2. Agent ☐ Agent ☐ Sub-agent ☐ (Thai) natural person ☐ (Thai) legal entity ☐ (Thai) Government agency ☐ Other Name_____ Address_____ Sub district_____District_____ Province_____Postal Code_____ Nationality_____Country_____ Occupation_____Telephone Number___ Fax_____E-mail_____ ☐ Identification ID No. ☐ Legal entity ☐ Tax ID No. ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ ☐ Additional (As attached)
3. Contact address in Thailand ☐ Owner ☐ Agent ☐ Sub-agent ☐ Other (please clearly specify the name and address of the recipient) _____	3. Contact address in Thailand ☐ Owner ☐ Agent ☐ Sub-agent ☐ Other (please clearly specify the name and address of the recipient) _____

Remark: Please fill in this form by typing. In case the details cannot be fully be specified, please use the extended pages (Kor.11)

Signed _____Applicant/Agent/ Licensee

/Sub- Licensee

(_____)

Page(s)____of ____pages

4. Ground of Cancellation

☐ Additional (As attached)

5. Supporting documents for the cancellation

☐ Trademark Registration Certificate or the evidence issued by the police showing that the registration certificate has been lost (in case the trademark owner request to cancel his/her registration)

☐ Copy of the ID card or the company's affidavit (issued not exceeding 6 months) of the applicant/agent/sub-agent

☐ Other supporting documents for the cancellation (if any)

6.

Signed _____Applicant/Agent/ Licensee /Sub-licensee

(_____)

Remark: In order to fill this document please use typing method. In case that, the details cannot be fully specified please use the extended pages (Kor.11)

特許庁委託事業

タイにおける知的財産の審判等手続に関する調査

発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2020 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2019 年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が TMI Associates (Singapore) LLP の協力のもと作成したものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。

Copyright(C) 2020 JPO/JETRO. All right reserved